

令和7年
2025年
7月号

ニュースレター

弁護士法人今津法律事務所

弁護士法人
今津法律事務所
IMAZU LAW OFFICES
〒100-0004
東京都千代田区
大手町 1-6-1
大手町ビル 8 階
☎ 03- 5224- 3235
info@imazulaw.com

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年2回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。

弁護士 今津 泰輝

フリーランス法に関するQ&A②

前回に引き続き、令和6年11月に施行されたフリーランス法について、Q&A形式でご紹介させていただきます。

Q フリーランスから、育児等の配慮について申出があった場合、どのような対応が必要ですか？

A 6か月以上継続して行う業務委託において、申出に応じて、必要な配慮をしなければなりません。配慮の例としては、妊婦検診がある日について、打ち合わせの時間を調整したり、就業時間を短縮したりすること等が挙げられます。

Q フリーランスに対する発注事業者の禁止事項は何ですか？

A 1か月以上継続して行う業務委託において、①受領拒否、②報酬減額、③返品、④買いたたき、⑤購入・利用強制、⑥不当な経済上の利益の提供要請、⑦不当な給付内容の変更・やり直しが禁止事項とされています。

Q フリーランスに対する業務委託において、どのようなハラスメント対策が必要ですか？

A ①方針の明確化、周知・啓発、②相談対応のための体制整備、③事後の迅速かつ適切な対応等を行う必要があります。対策の例としては、従業員向けのハラスメント相談窓口の利用対象者を、フリーランスにまで拡大すること等が考えられます。

Q 広告等により募集情報を提供する場合、注意点はありますか？

A 虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはいけません。また、募集情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、いつの時点の募集情報なのかを明らかにする必要があります。

Q フリーランスに対する業務委託において、どのようなハラスメント対策が必要ですか？

A ①方針の明確化、周知・啓発、②相談対応のための体制整備、③事後の迅速かつ適切な対応等を行う必要があります。対策の例としては、従業員向けのハラスメント相談窓口の利用対象者を、フリーランスにまで拡大すること等が考えられます。

Q フリーランスに対する業務委託において、どのようなハラスメント対策が必要ですか？

A ①方針の明確化、周知・啓発、②相談対応のための体制整備、③事後の迅速かつ適切な対応等を行う必要があります。対策の例としては、従業員向けのハラスメント相談窓口の利用対象者を、フリーランスにまで拡大すること等が考えられます。

Q フリーランスに対する業務委託において、どのようなハラスメント対策が必要ですか？

A ①方針の明確化、周知・啓発、②相談対応のための体制整備、③事後の迅速かつ適切な対応等を行う必要があります。対策の例としては、従業員向けのハラスメント相談窓口の利用対象者を、フリーランスにまで拡大すること等が考えられます。

時事ニュース／職場における熱中症対策の義務化

連日厳しい暑さが続いておりますが、本年6月1日から、改正労働安全衛生規則が施行され、事業者に対し、職場の熱中症対策が罰則付きで義務付けられました。義務の対象となるのは、気温31度以上の環境等の下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業を行う場合です。この場合、事業者は、熱中症を生じた疑いがある作業従事者を発見した者に、その旨の報告をさせる体制を整備した上で、関係者に周知する必要があります。また、事業者は、予め作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、医師の診察を受けさせること等、熱中症の症状悪化を防止するために必要な措置の内容及び実施手順を定めた上で、関係者に周知する必要があります。

販売店契約と代理店契約

メーカーは、流通チャネル拡大の手段として、販売ノウハウを有する他の事業者との間で、販売提携を行うことがあります。その典型例である販売店契約と代理店契約について、ご紹介させていただきます。

メーカーは、流通チャネル拡大の手段として、販売ノウハウを有する他の事業者との間で、販売提携を行うことがあります。その典型例である販売店契約と代理店契約について、ご紹介させていただきます。

◆販売店契約

販売店契約とは、販売店がメーカーから自己の名前と計算で商品を仕入れ、顧客に商品を再販売する契約をいいます。

販売店は、顧客への商品販売価格を自由に決定することができ、転売利益を取得することができます。他方で、メーカーから商品を購入することになるため、商品が売れ残れば在庫を抱えるリスクを負担することになり、また、代金回収のリスクも負担することになります。

◆契約書作成時の注意点について

【権利義務の明記】

両契約には、以上のような違いがあるため、混同しないよう注意が必要です。「販売代理店」等の用語はさまざまな使われ方がされており、これらの名称だけでは、販売店・代理店のいずれなのか区別できないため、各当事者の権利義務の内容を明確にする必要があります。

③ 最低購入数量

独占契約では、最低購入数量を定めることが一般的です。この場合、最低購入数量、及び購入義務に違反した場合の効果の明確にする必要があります。

【独占権の有無】

販売店・代理店としては、販売について独占権の設定を受けることが有利である一方で、メーカーとしては、非独占的な権利とする方が、販路拡大の観点から有利となります。独占契約を締結する場合は、次の点に注意が必要です。

【再販価格の拘束に関する規制】

販売店契約の場合、メーカーが再販価格を指定することは、「再販価格の拘束」に該当し、原則として違法と評価されます。そのため、メーカーとしては、商品の販売価格を自社で決めたい場合には、代理店契約の締結を検討する必要があります。

◆代理店契約

代理店契約とは、代理店がメーカーの代理人として、顧客に商品を販売する契約をいいます。この場合、顧客との売買契約の当事者は、代理店ではなくメーカーです。

会員サイトオープン予定のご案内

弊所のホームページの会員サイトより、お申込み手続きなく簡単に、ハラスメント対策などの各種セミナーを、ご視聴いただくことができるよう準備中です。詳細は改めて個別にご案内させていただきます。

事務局便り

東京サンケイビルのキッチンカー

～es. tokyo～

今回は東京サンケイビルのキッチンカー第2弾として、毎週金曜日に出店している「es. tokyo」をご紹介します。こちらは、ガパオライスなどのアジアンチャーハンを楽しむことができるインドネシア料理のお店です。

なかでも事務局のお気に入り、サイドメニューが選べるナシゴレン。この日は、生春巻きとマカロニサラダを選びました。より本場に近い味を再現するために、食材にこだわり現地から調味料を輸入しているそうです。なんと、世界グルメランキングのグランプリも獲得したことがあるとのこと！お近くにお越しの際は、ぜひお試しください。



規模の大小を問わず、多くの企業のお客様が、弊所を顧問弁護士事務所としてご依頼くださっています。契約書や社内規則の作成・修正、コンプライアンスに関するご相談、訴訟、紛争対応など、ご遠慮なく、info@imazulaw.com 又は代表電話（☎03-5224-3235）へご連絡頂ければ幸いです。発行日: 令和7年7月24日 発行元: 弁護士法人今津法律事務所 所在地: 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル8階 当レターがご不要である方は、大変お忙しいところ恐れ入りますが、info@imazulaw.com へご連絡頂ければと存じます。